

令和5年度地域共生社会の実現に向けた取組PR映像制作業務

提案仕様書

令和5年12月

高松市 健康福祉局 健康福祉総務課
地域共生社会推進室

本仕様書は、本市が行う「令和5年度地域共生社会の実現に向けた取組PR映像制作業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1 業務の目的

本市において、平成30年8月からモデル事業として、令和4年4月からは、国の「重層的支援体制整備事業」の枠組みを活用して取り組んでいる「高松型地域共生社会構築事業」について、映像で分かりやすく「見える化」し、啓発ツールとして活用することで、地域住民及び関係機関、関係職員等に対し、地域共生社会実現に向けての意識醸成、当該事業への理解促進を図ることを目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月11日まで

3 業務内容

(1) 映像制作に係る全ての作業

企画、ロケーションハンティング、シナリオ作成、演出・出演者調整、撮影、編集、音声収録、BGM、ナレーション等

(2) 市との打合せ

(3) 成果物の納品

4 制作映像

(1) 規格等

制作タイプ数：1タイプ

映像の時間：5分以内

画質等：フルハイビジョン（16：9）

パッケージ：紙ジャケット

(2) 使用用途

当該事業の住民説明会・関係者会議・職員研修会等での使用

学校等の授業での教育目的の使用

インターネットでの配信など

(3) 映像の概要

テーマ：ほっとけん市民みんなでつくる ほっとかんまち高松

映像要素：

(ア) 問題提起

・ダブルケア、引きこもり、8050問題など、人口減少・少子高齢化が進むなかで社会問題となっている事例を挙げ、「地域共生社会」が提唱される社会的背景とその必要性を伝える。

(イ) 高松市が目指す「高松型地域共生社会」の姿・ビジョン

(ウ) 事業取組状況

- ・高松型地域共生社会構築事業（全世代・全分野型の地域包括支援）

① 地域のみんなで助け合う仕組みづくり

地域づくり事業 ※平成31年4月～（令和4年4月～共助の基盤づくり事業）

～誰かの困りごと「わがこと」として支え合う地域づくり～（地域での取組）

参加支援事業 ※令和4年4月～

～社会参加の難しい方へ地域の社会資源などを活用し、社会とつながる関係づくり～

② 話しやすく分かりやすい身近な相談支援

包括的相談支援事業 ※平成30年8月～

～総合センターを核とした「まるごと」受け止め、「つながる」支援体制～

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ※令和4年4月～

～どこにもつながっていない悩みを地域に出向いて受け止める支援体制～

③ 暮らしのどんな困りごとにも対応できる仕組みづくり

多機関協働事業 ※令和4年4月～

～「まるごと」受け止めた相談から役割分担を行い、関係機関につなぐ仕組み～

※ 参考資料

- ・厚生労働省ホームページ 地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

- ・厚生労働省ホームページ 「地域共生社会」の実現に向けて

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>

- ・高松市公式ホームページ「もっと高松」高松型地域共生社会構築事業

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kenkou/chiki_fukushi/kfsoum2018kyosei.html

- ・令和4年度まるごと福祉相談員周知啓発チラシ（本仕様書の末尾に添付）

- ・住民向け事業周知啓発チラシ（本仕様書の末尾に添付）

ポイント：

（ア）分かりやすく、老若男女が共感できる内容にすること。

（イ）地域共生社会の実現に向けて、住民や関係者の興味関心の醸成につながる内容とすること。

（ウ）ナレーションやテロップ等を挿入し、映像だけで内容が分かるよう工夫すること。

（エ）音楽や効果音、アイコン等を効果的に使用し、視聴者を飽きさせない工夫をすること。

（オ）高松市のオリジナリティを重視すること。

（カ）複数年使用することを考慮した内容とすること。

（キ）出演者を活かした内容とすること。（出演者同士のやり取りやロケーション撮影等）

出演予定者：香川県 住みます芸人（梶 剛氏）、高松型地域共生社会構築事業関係事業者等

5 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって本市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなけれ

ばならない。

- (1) 着手届 (2) 完了届 (3) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

5 成果品

(1) 映像

DVD 3枚 (DVDビデオ形式MPEG-2、片面1層)

(2) 各種ファイル

DVD 正副1枚 ※容量が1枚を超過する場合は必要数

(ア) 動画ファイル (wmv、mp4の2形式：画面サイズ1920×1080)

(イ) 制作に伴う写真、イラスト、図、原稿等 (汎用的なファイル形式 (JPEG など))

6 著作権等

- (1) 成果品に関する全ての著作権 (著作権法第27条及び第28条の権利を含む。) は、本市に帰属する。
- (2) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (3) 受託者は、本市が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (4) 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表 (公開、配布、放送等) 及び公衆送信等ができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (5) 成果品に使用する映像・音楽等の著作権上の権利関係に関しては、受託者において全ての処理を完了させた上で納品すること。
- (6) 成果品の出演者の肖像権等については、受託者の責任において、撮影前に権利者等への了承を得ること。
- (7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任 (解決に要する一切の費用負担を含む。) において解決すること。
- (8) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (9) 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

7 業務責任者

受託者は、制作業務に当たる業務責任者を置くとともに、本業務担当の業務従事者を特定しておくこと。業務責任者は映像や画像制作に必要な知識と技能を有し、委託業務を統括し、本市との連絡調整の窓口となること。

8 業務の委任

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び

責任者を明記し、予め本市に報告し承認を得た場合は、この限りでない。

9 費用の負担

本業務の執行等に伴う、使用料、出演料、謝礼等、必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

ただし、香川県 住みます芸人（梶剛 氏）が出演する場合、その出演委託料は受託者の負担に含まない。

10 打合せ

受託者は、常に本市と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。

11 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了前に本市の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

12 業務の完了

本業務は、成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本市の検査をもって完了とする。なお、業務完了後において、明らかに受託者の責めに帰する瑕疵が発見された場合、受託者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

13 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり本市から引き渡された、個人情報が記録された資料等を、本市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、本市から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、本業務の完了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、本市が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (4) 受託者は、前3号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、その指示に従うものとする。

14 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、本市に速やかに報告するものとする。また、受託者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

15 参考資料の貸与

受託者は、本業務の実施に当たり本市から貸与された資料について、破損、滅失、盗難等のないよう慎重に取り扱うものとし、本市の承諾なくして複製してはならない。

また、業務完了後、市から返納を求められた場合は、速やかに返納するものとする。

16 適正な労働条件の確保

労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。
なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

17 その他留意点

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に伴う必要な費用は、原則として、受託者の負担とする。
- (3) 本市は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、これを定める。

令和4年度まるごと福祉相談員周知啓発チラシ（表面）



令和4年度まるごと福祉相談員周知啓発チラシ（裏面）

＼まるごと福祉相談員Q&A／

Q まるごと福祉相談員ってどんな人？

A. 高松市から委託を受けた社会福祉法人高松市社会福祉協議会の職員で、福祉の専門職（社会福祉士・ケアマネジャー等）です。

Q 本人や家族じゃないと相談できないの？

A. どなたでも相談できます。お困りごとが深刻になる前に、早めにご相談いただくことが大切です。

Q 困っているけど周囲に知られたくない…

A. 秘密や個人情報は必ず守ります。ご本人やご家族の気持ちに寄り添ってサポートしていきます。

Q 相談したらどんなサポートが受けられるの？

A. じっくりお話をお聞きし、お困りごとを整理して、解決方法を考え、各専門機関と連携して支援します。定期的に状況を見守り、お困りごとの解決を目指します。

Q 費用はかかる？

A. 相談は全て無料です。気軽にご相談ください。



まるごと福祉相談員へのご相談はこちらへ

高松市社会福祉協議会（本所）

〒760-0066
高松市福岡町二丁目24番10号

相談時間 8:30～17:00
（土日祝日・年末年始を除く） FAX 087-811-5257

電話 087-811-5888

E-mail takas003@mail.netwave.or.jp

幸礼エリア
歴島
古高松
幸礼
庵治

勝賀エリア
弦打
鬼無
香西
下笠屋

本庁エリア
松島
花園
築地
新塩屋町
四番丁
二番丁
日新
亀阜
栗林
木太
女木
男木

高松市社会福祉協議会（香川支所）

〒761-1701
高松市香川町大野450番地

相談時間 8:30～17:00
（土日祝日・年末年始を除く） FAX 087-879-8048

電話 087-879-8021

E-mail takas-kegawa003@aurora.ocn.ne.jp

香川エリア
塩江
大野
浅野
川東
香南

国分寺エリア
川岡
円産
檜紙
国分寺北部
国分寺南側

仏生山エリア
鶴尾
太田
太田南
林
三谷
仏生山
多肥
一宮

前田川添山母エリア
前田
川添
川島
十河
東植田
植田



高松市

ほっとけん市民みんなでつくる
ほっとかまち高松。

まるごと福祉相談員による相談支援は
高松市が実施する高松型地域共生社会構築事業の
一環として取り組んでいます。

高松型地域共生社会構築事業

地図



住民向け事業周知啓発チラシ（表面）



住民向け事業周知啓発チラシ（裏面）

ほっとかんまち 高松。では、いろいろなお困りごとを
“チームたかまつ”でともに考え、一体的な支援を行っています。

●包括的相談支援

☘️ 相談を受けとめ、つなぐ

それぞれの窓口で包括的に相談を受けとめ、
支援関係機関と連携を図りながら支援を
すすめます。



●参加支援

☘️ 地域や人とつなぎ、よりそう

ご本人の希望や強みをいかしながら、
地域社会とのつながりづくりの方策を
一緒に考えていきます。



●アウトリーチ

☘️ 潜在的な相談者を見つける
関係性をつくる

地域の情報を収集し、困りごとを
抱える相談者を見つけたり、支援が
届いていない人に支援を届けます。

●多機関協働

☘️ 課題を解きほぐし、役割分担を行う

支援関係機関等の調整や役割分担等
を行い、チームで支援します。



●地域づくり

☘️ 人がつながる「場」をつくる

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人・
人と居場所等をつなぐことのできる環境づくりを行います。



各事業のお問い合わせはこちらへ

● 事業全般

高松市健康福祉総務課
地域共生社会推進室

電話 087-839-2372

FAX 087-839-2375

● アウトリーチ・多機関協働

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

(本 所) 087-811-5888

電話 (香川支所) 087-879-8021

● 参加支援

一般社団法人 hito.toco

電話 087-802-2878



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

高松市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

高松市が実施している高松型地域共生社会構築事業は、
令和4年度より、国の「重層的支援体整備事業」の枠組み
を活用して実施しています。



各事業を担っている
事業者はこちらから
確認できます